

令和5年度第3回 福岡市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和6年1月26日(金) 午後5時～午後5時53分

2 場 所 西鉄イン福岡 2階大ホール

3 出席者

委員 (20人中18人)

被保険者代表 (6人中6人)

大野委員 木庭委員 木場委員 中村委員 藤村委員 前田委員

保険医又は保険薬剤師代表 (6人中5人)

平田委員 菊池委員 神田委員 豊嶋委員 原口委員

公益代表 (6人中5人)

勝山委員 近藤委員 樗木委員 中山委員 濱崎委員

被用者保険等保険者代表 (2人中2人)

熱田委員 森委員

事務局

保健医療局長 総務企画部長 保険年金課長 保険医療課長 他

4 議事事項

(1) 本日の会議の議事録署名人の選出について

被保険者代表 木場委員

保険医又は保険薬剤師代表 原口委員

公益代表 近藤委員

の3名を選出

(2) 議題

令和6年度福岡市国民健康保険事業の運営について

審議の続き及び答申案の取りまとめ

事務局より配付資料の説明を受け、審議を行った。

○事務局

諮問事項の2点目「保険料の賦課限度額」に関し、補足説明したい。

資料9ページ、賦課限度額に該当する世帯の所得水準であるが、5年度ベースのモデル保険料、3人世帯の場合、現行の支援分の限度額22万円に到達するのは年間所得で約580万円、給与収入ベースでは約766万円の世帯となる。この限度額を24万円とした場合、24万円に到達するのは、年間所得で約653万円、給与収入ベースでは約848万円の世帯となる。そして、負担軽減の恩恵を受ける上限となる所得水準は、年間所得で約592万円、給与収入ベースでは約780万円の世帯となる。この水準よりも所得が低い、所得割が賦課されている世帯にとって負担軽減となる。

支援分の納付金が増加し、支援分の保険料負担が増加していく中で、収入ベースで例えば200万円や400万円といった負担割合の重い中間所得者層について一定の負担緩和が図られるため、今回の引き上げは重要な見直しと考えている。

なお、医療分と介護分も含めた保険料の賦課限度額 現行104万円に該当する世帯の所得は、5年度ベースのモデル保険料、3人世帯の場合で、年間所得で約900万円、給与収入ベースでは約1,095万円の世帯となる。支援分2万円増の影響で合計106万円が限度額となるが、これに該当する所得水準は、今回の見直しでは変更は生じない。

●委員

年間所得592万円以下の世帯が軽減されるとの説明であるが、この線引きをたまたま上回ることになる世帯の負担は重くなってしまう。賦課限度額の引き上げは、低所得世帯全般に若干の負担軽減となるものではあるが、極めて高額な所得世帯には限度額までの負担で頭打ちとなる制度である。応能負担の観点から文字通りの高額の方にもう少し負担してもらうような累進制度を導入すれば、低所得世帯の負担は更に抑えられると思う。制度上の問題を含めて福岡市からも国に意見を上げるといった取組みをしてほしい。

また、福岡市の4年度実績で、約21万世帯のうち保険料の滞納世帯が約2万4千世帯で11.6%に上る。1割以上の方が滞納せざるを得ないという状況をみると、やはり重い負担になっていると思う。滞納すると有効期限が短い保険証になり、滞納が続くと、受診の際に10割負担となる資格証明書になる。本市は短期証、資格証明書ともかなりの数を発行している。国の制度とは言え、短期証や資格証明書の交付を極力抑え、ゼロにしている政令市もある。保険料を払えない世帯が病院で10割払うことも難しく、医療から遠ざかって命の危険にさらされてしまう。運用について改善を求めたい。

最後に、国民健康保険法第44条に、病院窓口で支払う一部負担金について、特別な事情がある場合には、免除や軽減できる制度があるが、福岡市では十数年来1件も適用されていない。制度の周知不足があったり、要件が厳しすぎたりするのではないかと思うが、見解をお尋ねしたい。

○事務局

賦課限度額については、その引き上げについて国に要望している。国保は、所得割のかからない世帯が半数近くを占めており、中間所得者層の負担軽減についてできる限り配慮をしていきたいと考えている。

また、短期被保険者証と資格証明書については、今回の法改正に伴い、短期被保険者

証の仕組みが廃止され、資格証明書に代わる新たな仕組みが導入される。国や他の政令市の動向を踏まえながら慎重に検討していきたい。

○事務局

一部負担金の減免については、本制度は災害や失業などの特別な理由で一時的に一部負担金の支払いが困難となった場合に適用される措置であり、恒常的な生活困窮者は対象とならないこと、また医療費が高額となった場合、従前は一旦全額を医療機関等に支払うことになっていたが、平成19年度以降の段階的な制度改正により保険医療機関等での支払いを自己負担限度額までにとどめることができるようになったこと、さらに、福岡市が行う各種医療助成制度が充実してきたことなどが、実績が少なくなっている要因と考えている。

生活困窮者などで本制度の対象とならない方については、生活保護などの他の制度の案内を行って、しっかりと対応していきたい。

●会長

他に意見はないか。

[意見なし]

●会長

皆様から多くの意見をいただいた。答申案を取りまとめたいと思う。あらかじめ皆様にお尋ねする。市長からの諮問事項1「被保険者一人あたり保険料」及び諮問事項2「保険料賦課限度額」について、諮問内容にご異議のある方は挙手をいただいでよろしいか。

[委員2名が挙手]

●会長

改めて意見はないか。

[意見なし]

●会長

これまでの協議を踏まえ、採決で決定したい。福岡市国民健康保険施行規則第5条第3項では、出席委員の過半数で決し、同数の場合は会長の決するところによると定められている。賛成、反対のどちらかでご判断をお願いしたい。

●会長

まず、一点目の「被保険者一人あたり保険料について」、諮問どおりで適当とすることに、賛成の方は挙手をお願いしたい。

[賛成委員が挙手]

●会長

賛成多数であるため、「被保険者一人あたり保険料について」の当協議会としての答申は、諮問どおりとさせていただきます。

●会長

二点目の「保険料賦課限度額について」、諮問どおりで適当とすることに、賛成の方は挙手をお願いしたい。

[賛成委員が挙手]

●会長

賛成多数であるため、「保険料賦課限度額について」の当協議会としての答申も、諮問どおりとさせていただきます。

●会長

それでは、当運営協議会として、この諮問どおりで適当であるということをも市長へ答申したい。

前回の運営協議会でいただいた意見を踏まえ、答申案を準備している。内容を審議いただき、本協議会の答申としてまとめたい。

【 答申案 配布・読み上げ 】

●会長

文案について意見はあるか。

●委員

国民健康保険料は高いと悲鳴を上げておられる被保険者は多数おられる。引き続き当事者の声に耳を傾けて、この協議会でもしっかりと議論する必要があると改めて感じる。答申案の要望事項に、国庫等の公費負担の更なる引き上げを国に求める内容が入っており有り難い。福岡市からもこのような要望を行われるとともに、関係団体等にもこのような取り組みをしていただきたいと願っている。

もう一点、窓口負担の軽減の問題について、高額療養費制度があるので負担は一定抑えられるという説明であったが、その限度額がまだまだ高い。入院等をしてしまうと、かなりの額を納めなくてはならない。以前より負担は軽くなっているとはいえ、そういう問題が残っている。生活保護制度などで補完できるといわれたが、一定の収入があり生活保護を受けたくても受けられない方がいる。役所に行って相談して基準を超えているから受けられないといわれる方、このような方が医療費や保険料の負担が重い。制度の狭間で受けられない方をみていく必要があるのではないか。他の制度で補完できるというのは、あまりにも現場の状況を見ていない。医療だけでも生活保護を受けられないかという問い合わせが最近増えている。医療に対する負担軽減を求めている方は多い

る。国保法 44 条の適用も受けやすいようにするべきではないかと求めている。

●会長

本協議会の要望事項について、強く国に要望してもらいたい。文言調整については、会長一任でよろしいか。

〔異議なし〕

●会長

他に意見はないか。

〔意見なし〕

●会長

本運営協議会の運営に関し、全般に意見はないか。

〔意見なし〕

●会長

国民健康保険だけを独立して審議するというのは非常に難しく、医療制度そのものを考えて、両輪で国民健康保険や社会保険の制度について考えていくことが非常に大事なことだと思う。なによりも国民の健康は予防に尽きると思う。病気になりにくい日常生活を我々が送っていくという啓発をもっと進めて、医療費がさらに高額となっていくのをしっかりと努力を続けていきたい。医療を担う一人として、そのような予防・啓発等を含めて、国民の健康、医療制度が破綻しないような方策を進めていくことができたらと思っているので、これからも皆様の協力、検討をお願いしたい。

以上